

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第138号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年7月21日（日） 15時30分ごろ
発生場所	愛知県西尾市佐久島漁港西方沖 西尾市所在の佐久島港太井ノ浦防波堤灯台から真方位270° 950m付近 （概位 北緯34°43.1′ 東経137°02.3′）
事故等調査の経過	平成25年9月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーモーターボート F・A・S・T 26、2.4トン 240-60875愛知、株式会社トヨタレンタリース（船舶所有者）、名古屋トヨペット株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底キールに擦過傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者8人を乗せ、愛知県高浜市のマリーナを出発して遊走後、佐久島漁港西方沖で錨泊したところ、走錨し、平成25年7月21日15時30分ごろ付近の浅瀬に乗り揚げた。 船長は、船外機をチルトアップさせて浅瀬から離脱し、自力で航行して高浜市のマリーナに帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3～1.0m、波向 南、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、投錨時に錨が効いているか、どうかを確認していなかった。 本船は、音響測深器を装備していたが、船長は、本事故当時、使用していなかった。 船長は、本事故発生場所付近を約10回航行した経験があり、出発前に潮汐等の情報を得ていたが、航行予定水域の水路調査を行っていなかった。 海図W1053によれば、本事故発生場所周辺には、干出浜（岩）が広がっている。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与	あり なし

気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし 本船は、佐久島漁港西方沖で錨泊中、船長が投錨時に錨かきを確認しなかったことから、走錨して浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、佐久島漁港西方沖で錨泊中、船長が投錨時に錨かきを確認しなかったため、走錨して浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・錨泊する際は、錨が確実に効いたことを確認するとともに、その後の守錨当直を適切に行うこと。 ・錨かきのよい錨地を選択すること。